

令和 6 年 第 1 1 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年11月25日（月）

色麻町農業委員会進行録

令和6年11月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・ 欠席委員 1名

・会議録書記 千 葉 達 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第31号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第32号 農地法第5条に規程による許可申請の意見決定について
議案第33号 農地利用集積計画（案）の意見決定について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は11名、欠席委員は1名です。 定足数に達しておりますので、第11回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、3番 鎌田一宣 委員、4番 阿部きよ子 委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・ それでは、議事に入ります。
議 長	議案第31号、農地法第3条の規定による許可決定について、を議題といたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局長	議案第31号、農地法第3条の規定による許可決定について。 農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規程により、許可決定するため審議されたい。 記書きにつきましては、省略させていただきます。
議 長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	番号23番、権利の種類、所有者移転、有償、渡人、黒沢字神明〇番地、〇〇さん、受人、黒沢字三又〇番地、〇〇さん、申請地、高城字新伊勢堂〇番地、地目、田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡、売買金額は〇〇円です。申請事由につきましては、〇〇さんの規模縮小によるものです。 なお、別紙、議案第31号23番資料をご確認いただきご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地確認の報告を10番 早坂孝悦 委員よりお願いします。
早坂(孝)委員	それでは、番号23番について、現地確認の報告をいたします。 去る11月11日、堀籠会長、大泉委員、それと私と山崎局長、千葉主査の5名で確認を行いました。 申請地の内容は、先ほど事務局の説明したとおりであります。

確認の結果、現に〇〇さんが水田として利用しており、管理の面からも特に問題はないことを確認いたしました。

委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。
それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号23番については、可と決しました。

議 長 以上で、議案第31号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

議 長 次に議案第32号農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について、を議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読をお願いいたします。

事務局長 議案第32号農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。
農地法5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規程により、意見を決定するため審議されたい。
記書きにつきましては、省略させていただきます。

議 長 事務局より、番号8番の説明をお願いします。

事務局長 番号8番、本申請は宅地転用の申請でございます。申請者、黒沢字上館〇番地、〇〇さん、申請地、黒沢字上館〇番地〇、地目畑、地積〇㎡、申請事由につきましては、住宅新築のための宅地転用申請で、面積は住宅〇㎡、駐車場〇台分〇㎡、通路〇㎡、その他〇㎡となっています。

転用理由については、これまで計画用地を求めるにあたり、非農地等を条件に探したが、希望に沿う適地がなかったため、父親が所有する用地で希望する建築面積を確保することが可能であるため申請地として選定するに至りました。

詳細につきましては、議案第32号8番資料をご確認いただきご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 内容の説明が終わりました。
それでは、現地確認の報告を10番 早坂孝悦 委員よりお願いします。

早坂（孝） 委員	それでは、番号8番について、現地確認の報告をいたします。 現地確認日及び確認者は議案第31号番号23番の報告と同様です。 申請農地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりです。 確認の結果、住宅が新築されることにより周辺農地への営農条件に影響は有るか等を確認しましたが特に問題はないものと見ております。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。 それでは、ご発言をいただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号8番については、可と決し宮城県知事あてに意見を付して進達いたします。
議 長	以上で議案第32号農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり決しました。
議 長	次に議案第33号、基盤強化法第19条農用地利用集積計画（案）の意見決定について、を議題といたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	議案第33号、農用地利用集積計画（案）の意見決定について。 基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の第9の3の（1）の規程により、農用地利用集積計画案の意見決定するため審議されたい。 記書きにつきましては、省略させていただきます。
議 長	事務局より番号109番の説明をお願いいたします。
事務局長	番号109番、権利の種類、新規賃貸借権設定、渡人、〇〇さん、受人、農事組合法人〇〇代表理事〇〇さん、申請地、王城寺字新横内〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、申請事由につきましては、〇〇さんの規模縮小でございます。 賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は10年間です。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

議 長	【「異議なし」の声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号109番については、可と決しました。 次に事務局より番号110の説明をお願いいたします。
事務局長	番号110番、権利の種類、賃貸借権の新規設定です。渡人、〇〇さん、受人、農事組合法人〇〇代表理事〇〇さん、申請地、王城寺字新横内〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、賃借料10アール当たり〇〇円、期間は10年間です。 受人の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんは効率的に利用するものと判断しております。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号110番については、可と決しました。 次に、事務局より番号111番の説明をお願いします。
事務局長	番号111番、権利の種類、賃貸借権の再設定です。渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、王城寺字新横内〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、賃借料10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。 受人の〇〇さんは、機械等の所有面からも問題は無く、今後も引き続き効率的に利用するものと判断しております。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。
議 長	【「異議なし」の声あり】 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号111番については、可と決しました。 次に、番号112番の説明を事務局にお願いしたす。
事務局長	番号112番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、四竈字東原〇番地〇、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡。 賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。 受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題は無く、引き続

き効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号112番については、可と決しました。
次に、番号113番の説明を事務局をお願いしたす。

事務局長 番号113番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、一の関字中屋敷〇番地、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡。
賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は10年間です。
受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく、引き続き効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号113番については、可と決しました。
次に、番号114番の説明を事務局をお願いしたす。

事務局長 番号114番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、志津字鷹巣石渕〇番地、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡。
賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。
受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく、引き続き効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号114番については、可と決しました。
次に、番号115番の説明を事務局をお願いしたす。

事務局長 番号115番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、志津字新高田〇番地〇、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡。

賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。
受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく、引き続き効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号115番については、可と決しました。
次に、番号116番の説明を事務局にお願いしたす。

事務局長 番号116番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、大字上新町〇番地〇、地目現況田、地積〇㎡
本件につきましては、9月総会議案第24号申請番号1番で可となりました宅地許可申請面積の分筆後の農地面積を再設定分です。
賃貸料は10アール当たり〇〇円、期間は1年間です。
受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく、引き続き効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号116番については、可と決しました。
次に、番号117番の説明を事務局にお願いしたす。

事務局長 番号117番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、一の関字新流〇番地、地目現況田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、期間は10年間。
本件につきましては、引き続き〇〇さんの経営移譲年金受給のためです。
受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく、引き続き効率的に利用するものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長

全員賛成ですので、番号116番については、可と決しました

議 長

以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。
これをもちまして、第11回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻:午前10時00分

閉会時刻:午前10時25分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和6年11月25日

議 長(会長)

堀 籠 勝 恵

⑥

署 名 委 員

鎌 田 一 宣

⑥

署 名 委 員

阿 部 きよ子

⑥